



コスモス

Yamamoto Acc office

山本総合会計



山本総合会計ニュース

編集 発行人
税 理 士

山本 孝久

〒152-0003
東京都目黒区碑文谷5-12-1
TS碑文谷ビル2F
TEL 03 (3791) 8863
FAX 03 (3791) 8292

10月

(神無月) OCTOBER

11日・体育の日

日	月	火	水	木	金	土
.	1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

ワンポイント 認定NPO法人

NPO法人（特定非営利活動法人）のうち、一定要件を満たすことにより国税庁長官の認定を受けたもの。個人や法人が認定NPO法人へ寄附した場合、寄附金控除の適用や損金算入が認められます。平成13年度税制改正で創設され、平成22年8月1日現在、認定の有効期間内にあるNPO法人数は173法人です。

10月の税務と労務

- 国 税／9月分源泉所得税の納付 10月12日
- 国 税／特別農業所得者への予定納税基準額等の通知 10月15日
- 国 税／8月決算法人の確定申告
(法人税・消費税等) 11月1日
- 国 税／2月決算法人の中間申告 11月1日
- 国 税／11月、2月、5月決算法人の消費税等の中間申告
(年3回の場合) 11月1日
- 地方税／個人の道府県民税及び市町村民税の第三期分
納付 市町村の条例で定める日
- 労 務／労働者死傷病報告(7月～9月分) 11月1日
- 労 務／労災の年金受給者の定期報告
(7月～12月生まれ) 11月1日
- 労 務／労働保険料第2期分の納付 11月1日
(労働保険事務組合委託の場合は11月15日)

平成22年度

税制改正ポイントQ&A

これも知っておきたい

平成二十二年度税制改正で確認しておきたい項目のうち、今回は、①仕入税額控除の適用適正化のための見直し、②定期金に関する権利の評価方法の見直しについて、Q&A方式でわかりやすく説明します。

1 仕入税額控除の適用適正化のための見直し（消費税）

Q 自動販売機設置等によるアパート建築に係る消費税の全額還付という節税手法が規制されたようですが、その内容を教えてください。

A アパートの家賃は、消費税法では非課税売上げであるため、アパートの建築費にかかる消費



税額は、「非課税売上げに係る課税仕入れ」として本来は仕入税額控除できず、消費税の還付を受けることはできません。

しかし、非課税の家賃が発生する賃貸開始前の期間に、自動販売機を設置して課税売上げだ

けを発生させ、課税売上割合を95%以上になると、課税仕入れにかかる消費税額が全額仕入税額控除できることを利用すれば、アパート建築に係る消費税を全額還付することが可能となります。

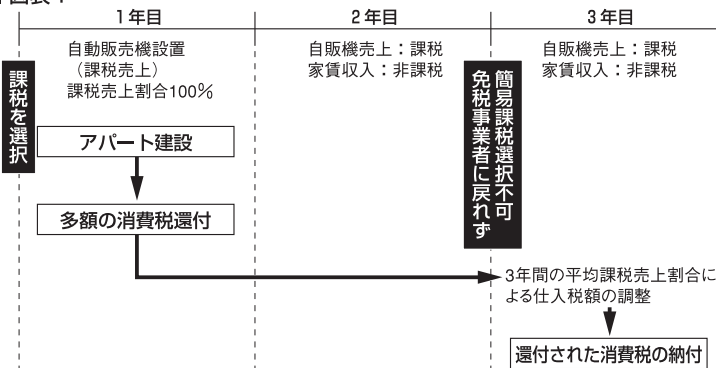
消費税法では、調整対象固定資産（棚卸資産以外の資産で、建物及びその附属設備、機械、装置等の資産のうち税抜き一〇〇万円以上のもの）を取得した後、課税売上割合が三年以内に著しく低下した場合に三年目にその取得時の仕入控除税額が過大であったとして、控除税額を減額調整する措置が設けられています。

本来であれば、三年目に消費税額の調整を行い仕入税額を減

額し、改めて消費税額を納税することになりますが、これまでは、三年目の課税期間に免税事業者に戻ったり、簡易課税制度を選択することで、この調整措置を免れる節税手法が採られていました。

平成二十二年度税制改正では、

■ 図表1



課税の適正化の観点から、調整対象固定資産の取得に係る仕入控除税額が過大であった場合について、減額する調整措置の対象となるように次の見直しが行われました(図表1参照)。

(1) 事業者免税点制度の見直し

次の期間(簡易課税制度の適用を受ける課税期間を除きます)中、調整対象固定資産を取得した場合には、その取得があった課税期間を含む三年間は、引き続き事業者免税点制度の適用ができないこととされ、免税事業者になることはできません。

① 課税事業者を選択することにより事業者免税点制度の適用を受けないこととした事業者のその選択の強制適用期間である二年間

② 資本金一千万円以上の新設法人について、事業者免税点制度を適用しないこととされる設立当初の二年間

(2) 簡易課税制度の適用の見直し

前記(1)の適用を受け、免税事業者となることができない課税期間については、簡易課税制度の適用も受けられません。

(3) 適用時期

平成二十二年四月一日以後に課税事業者選択届出書を提出した事業者の同日以後開始する課税期間及び同日以後設立された資本金一千万円以上の新設法人に適用されます。

2 定期金に関する権利の評価方法の見直し(相続・贈与税)

Q 定期金に関する権利の評価方法が大きく変わったようですが、その内容を教えてください。

A 定期金に関する権利の相続税及び贈与税の評価について、改正前の評価方法による評価額が実際の受取金額の現在価値と乖離していたことから、評価方法が図表2のように見直されました。

〔適用時期〕

(1) 給付事由が発生している定期金

次に掲げる定期金に関する権利に係る相続税又は贈与税について適用されます。

① 平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に相続・遺贈又は贈与により取得する定期金に関する権利(この期間内に締結した契約に係るものに限ります)

② 平成二十三年四月一日以後の相続・遺贈又は贈与により取得する定期金に関する権利
平成二十二年三月三十一日までに締結された契約で、平成二十三年三月三十一日までの相続・遺贈又は贈与により取得する定期金の権利であれば改正前の規定が適用されます。

ただし、平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に定期金給付契約に係る変更があった場合には、変更のあった日に新たに締結された契約とみなされます(軽微な変更を除きます)。

(2) 給付事由の発生していない定期金

平成二十二年四月一日以後の相続・遺贈又は贈与により取得する定期金に関する権利に係る相続税又は贈与税について適用されません。

■ 図表2 定期金の評価方法の見直し

区分	改正前の評価方法	改正後の評価方法
(1) 給付事由が発生している定期金	(例) 有期定期金の場合 次の①、②のいずれか少ない金額 ① 給付金額の総額×残存期間に応じた割合(20~70%) ② 1年間に受けるべき金額×15倍	(例) 有期定期金の場合 次の①~③のいずれか多い金額 ① 解約返戻金相当額 ② 一時金相当額 ③ 1年間に受けるべき金額×予定利率の複利年金現価率(残存期間に応ずるもの)
(2) 給付事由の発生していない定期金	払込済保険料等(総額)×払込開始時からの経過期間に応じた割合(90~120%)	原則として解約返戻金相当額

債務免除の取扱い、 原則は贈与

Q 私の弟が住宅を建築したいということで、8年前に600万円を貸し付けました。毎年60万円ずつを返済するという約束で、現在までに480万円の返済を受けています。

今年の4月に、弟の子供が大学に入学しましたので、入学祝いとして残金の120万円について、返済を免除することにしました。このような場合は、弟に対して贈与税が課税されるのでしょうか。

A 対価を支払わないで、または著しく低い価額の対価で債務の免除、引受け、又は第三者のためにする債務の弁済（以下「債務の免除など」といいます）による利益を受けた場合には、これらの行為があった時に、その利益を受けた者が、その債務の免除などの金

額に相当する金額（対価の支払いがあった場合には、その価額を差し引いた金額）を、その債務の免除などをした者から贈与により取得したものとみなされます。

ただし、債務者が資力を喪失して債務を弁済することが困難である場合に、その債務の免除またはその債務者の扶養義務者によって債務の弁済または引受けが行われたときは、みなし規定の適用を除外することとされています。

ご質問の場合は、弟の子供の入学祝いとして免除したのですから、このただし書きには該当しません。あなたが免除した120万円の債務は弟に贈与したものとみなされ、債務の免除を受けた弟には贈与税が課税されます。

なお、弟から通常どおり貸付金の返済を受け、別途現金を入学祝いとして贈与した場合で、その金額が社会通念上相当であると認められるものならば、贈与税の課税は行われないものと思われます。

パソコン購入、 本体とソフトの区分

パソコンを購入する際に、基本ソフト（OS）とアプリケーション・ソフトが最初からインストールされている場合で、購入明細等に本体の価格だけしか記載されていないことがあります。

この場合、基本ソフトについては、パソコンを稼働させるために最低限必要なものであるため、パソコン本体の一部であると考えられます。

また、アプリケーション・ソフトについては、本体購入時に、そのソフト自体を値引きしているとも考えられますので、これについてもパソコン本体の取得価額として取り扱って差し支えないものと思われます。

なお、購入明細等でパソコン本体とソフトの代金とが明らかに区分されている場合は、それぞれを区分して資産計上の判断をする必要があります。

通勤定期代の非課税限度額

電車やバスで通勤する人には、会社から定期券が支給されたり、給与に通勤手当として一か月分の定期代が含まれたりしています。税法では通勤に要する費用は、一定の限度額まで非課税となっています。

その限度額は、通勤のための運賃・時間・距離等の事情に照らして、最も経済的かつ合理的な方法による金額です。

そして、その金額が一か月当たり一〇万円を超える場合には、一〇万円が非課税の限度額となります。

なお、新幹線を利用した場合の運賃の額も「経済的かつ合理的な方法による金額」に含まれますが、グリーン料金は含まれません。